

○議長（高橋正博君）

2番 井藤茂信君。

○2番（井藤茂信君）

2番、井藤です。

今日は、2点について質問させていただきます。まず1点目、移住者について伺いたいと思います。

土庄町において、移住者定住促進および少子化対策として空き家バンク、家賃補助事業等を実施している。その制度を利用して移住してきている方がおられると思いますが、移住者について、年間どれぐらいの方が移住してきておられますか。お願いします。

○議長（高橋正博君）

企画財政課長 鳥井基史君。

○企画財政課長（鳥井基史君）

井藤議員のご質問にお答えいたします。

移住者数の実績につきましては、直近3カ年では、令和3年度が187世帯250人、2年度が161世帯、204人、元年度が175世帯、234人となっております。

この把握方法につきましては、転入手続をする際に、任意でアンケートをお願いし、ご回答いただいておりますものを集計いたしております。以上です。

○議長（高橋正博君）

2番 井藤茂信君。

○2番（井藤茂信君）

その中には、移住して何年かして転出していった方もおられると思うが、どれぐらいの方が出ていったのか。また、小豆島土庄町に希望を持って移住してきたが、何らかの理由によって転出していったと思うが、その理由等について追跡調査は行っておられますでしょうか。お願いします。

○議長（高橋正博君）

企画財政課長 鳥井基史君。

○企画財政課長（鳥井基史君）

再質問にお答えいたします。

移住された方がその後どのくらい転出されたか、とのお尋ねにつきましては、移住された方に限定した転出数となりますと、はっきりとした数字は把握しておりません。

しかしながら、移住定住促進活動を連携して行っておりますNPO法人Totie（トティエ）の分析によりますと、移住後、5年以内に島を離れる方は約4割から5割、そのほとんどが就業世帯でありまして、転出理由として最も多いのが、転職による仕事の都合とのことです。また、土庄町におきましても、今年

度から転出された方の状況を把握分析し、今後の事業に生かすため、転入者同様、転出手続きにこられた方に対し、任意でアンケートをお願いしております。その集計結果では、4月から8月末時点で53名の回答数があり、そのうち、土庄町居住年数が通算5年未満の方が17名でありました。

転出理由として最も多かった回答が、先ほどと同じく、仕事の都合で11名、約65%と、仕事が理由で島を離れる方が多いという結果となっております。以上です。

○議長（高橋正博君）

2番 井藤茂信君。

○2番（井藤茂信君）

今の結果を今後の課題として、移住促進事業に活かしていただきたいと思えます。

その次に、移住促進について独自のPR、広告等はどのように行ってますでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（高橋正博君）

企画財政課長 鳥井基史君。

○企画財政課長（鳥井基史君）

お答えいたします。

移住促進についての町独自のPRについてでございますが、小豆島町およびNPO法人Totie（トティエ）、また、地域おこし協力隊2名とともに官民連携して、移住定住促進に取り組んでおります。

PRの主な取り組みとして、移住を検討している人や移住者を対象に、さまざまな角度から小豆島を知っていただき、移住、定住促進へつなげることを目的に制作、発行いたしました移住ガイドブック3部作、また、SNSを使って小豆地域への移住に関する最新情報のほか、島暮らしに関するお知らせを随時更新しております。加えまして、島内各地域の魅力を伝える動画制作も昨年度から進めており、現在は、四海地区編が完成し、ユーチューブに掲載、戸形地区編の編集を現在進めておるところでございます。

ほかにも、全体の移住プロモーション動画をイベントで公開するなど、視覚的な訴求を強化しております。

また、都市部での移住セミナーの開催、移住フェアへの参加なども行っており、今年6月には東京、7月には大阪、そして、先日9月1日には、3年ぶりに東京で小豆島単独移住セミナーを開催いたしました。その様子を紹介いたしますと、定員30名に対し、応募者32組36名、当日参加者人数23組27名と小豆島への関心の高さが表れた結果となりました。

秋以降も、移住フェアへの参加や移住ツアーの開催も検討いたしております。

以上です。

○議長（高橋正博君）

2番 井藤茂信君。

○2番（井藤茂信君）

今回、新しく協力隊の方が移住促進担当として1名加えられたということで、土庄町にとって、人口減少対策、移住対策は重要であると考えられます。

定住人口、関係人口の増加施策についてさらなる活動、施策の検討をよろしくお願いします。

続いて、2点目の質問ですが、農地付き空き家の購入について、お伺いいたします。

移住者等の方が、農地付き空き家を購入したい場合、隣接している畑、菜園とかですけれども、農地法の許可基準があり、同時に購入できないことが考えられます。

このような場合に、何か対策は考えられますでしょうか。お願いします。

○議長（高橋正博君）

農林水産課長 塩見康夫君。

○農林水産課長（塩見康夫君）

井藤議員のご質問にお答えいたします。

農地付き空き家の購入につきましては、農地の取得にあたり、農地法に基づき取り引きできる農地の下限面積が定められていることがネックになる場合がございます。これは、耕作面積が余りに小さいと、生産性が低く農業経営が効率的かつ安定的に継続できないことが想定されるため、農地面積が一定以上でないで許可できないとするものでございます。

土庄町における下限面積は10アールとなっております。

一方で、農林水産省においては、農業とほかの仕事を組み合わせる、いわゆる半農半Xをはじめ、幅広い人材の就農を促し、農地を取得しやすくするため農地法を改正し、農地取得時の下限面積を撤廃しようとする動きが具体化しております。

下限面積が撤廃されれば、農地を取得しやすくなることで移住者の方が農地付き空き家を購入することも、現在よりも容易になると思われれます。

町といたしましては、今後の動向を注視していくとともに、購入できなくても就農できる方策を検討するなど、移住者に寄り添いながら対応策を探ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（高橋正博君）

2番 井藤茂信君。

○2番（井藤茂信君）

土庄町においては、農業従事者の減少、高齢化により農地が荒れ、耕作放棄地が増えております。

移住促進事業と併せ、移住者の方が定住して農業に携わり耕作放棄地、荒れた畑の解消となる施策を農地法の法改正があると言われましたけども、ほかの政策とかと併せて検討いただきたいと思いますので、これからよろしく申し上げます。以上で質問を終わります。